

警備業法の一部改正等について

警備業法の一部改正により、令和6年4月1日から認定証が廃止されます。

～ 改正内容 ～

- 認定証の廃止
認定証の廃止に伴い、認定（更新）の際、認定証は交付しません。
※ 認定（更新）申請にかかる手数料に変更はありません。（手数料 23,000 円）
- 認定証再交付申請及び書換申請の廃止
認定証の廃止に伴い、認定証の再交付申請及び書換申請が廃止されます。
- 標識の新設及び掲示
警備業者は、施行規則に基づく「標識」を自ら作成し、主たる営業所に掲示するとともに、ウェブサイト上でも掲示しなければなりません。
※ ウェブサイト上での標識掲示は除外規定あり（除外規定は下記のとおり）

～ 標識に関するQ&A ～

- Q 標識は縦でも横でも構わないのか？紙に限定されるのか？
- A 改正後の警備業法施行規則の様式（別記様式第2号）において、用紙の大きさはA4とだけ規定されていますので、標識は紙で作成してもらうこととなりますが、縦でも横でも構いません。
- Q 標識の除外規定について、具体的にはどのようなようになるのか？
- A ウェブサイトへの標識掲示義務の除外規定については、
- ① 常時使用する従業者の数が5人以下の場合
 - ② 当該警備業者が管理するウェブサイトを持っていない場合
- のいずれかに該当することが必要となります。
- ①の「従業者」については、会社役員や個人事業主は、ここにいう従業者には該当しませんが、警備員以外の営業マン、事務員等も従業者に該当することとなりますので、雇用契約を確認して判断することになります。
- ②については、自社で管理せず、ウェブサイトの運営を他社に委託している場合であっても、掲示義務は免除されません。

Q ウェブサイトへの掲示の方法は？

A 様々な方法が考えられますが、一般的な方法として、

例1 「標識はこちら」等と表示して、PDF等に変換した標識データを表示させる方法

例2 トップページに、標識を縮尺表示したものを表示する方法

などが挙げられます。

問合せ先

福岡県警察本部生活保安課警備業係

(代表) 092-641-4141

内線3173・3174

※ 毎年認定更新を失念する警備業者が見受けられますので、有効期間を確認の上、確実に更新手続きをしてください。